

丹波篠山市立城南小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

丹波篠山市立城南小学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

学校教育において、現在いじめ問題が児童の生命にかかわる重大な課題であり、生徒指導上の喫緊の課題となっています。本校においては校長のリーダーシップのもと、以下の点を基本理念として取組を進めるものとします。

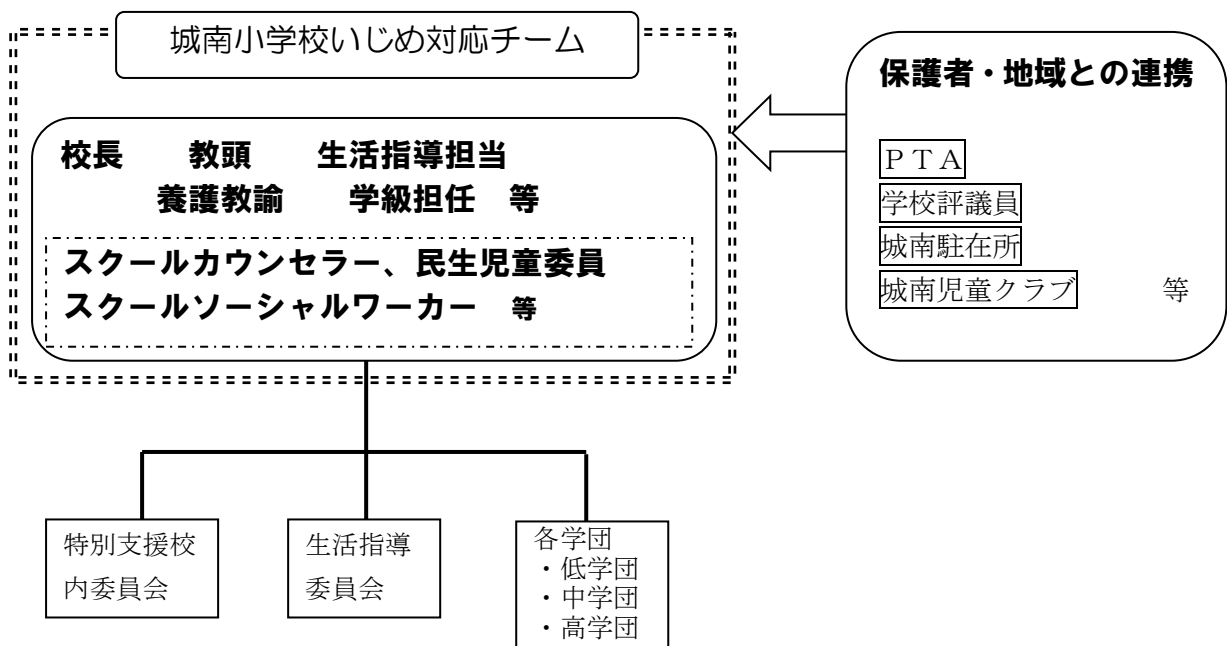
- ・ いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。
- ・ いじめは人権侵害であるとの認識にたち、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。
- ・ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。
- ・ いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために、学校は児童をきめ細かく見守る体制の整備や、なによりもそのための教職員の資質向上を図る研修に取り組む必要があります。
- ・ 本基本方針の策定を契機として、学校は学期毎のいじめに関するアンケート調査等を継続的に実施し、常に検証を加えながら継続的に課題解決に向け取組を進めます。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめ問題の対応にあたっては、学級担任等が一人で抱え込んだり、偏った考えに基づいて対応したりするようなことがないよう、いじめの防止等の対策のための組織として「城南小学校いじめ対応チーム」を設置します。また、校内組織として校務分掌に明確に位置づけます。

(2) いじめ対応チームの構成



(3) いじめ対応チームの役割

「城南小学校いじめ対応チーム」の役割は以下の通りとします。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- オ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。特に、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、学校や家庭でのルールづくりや見直し等保護者と十分な連携を図りながら、情報モラル教育を進めます。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるようにします。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
人権教育の充実	子どもたちが人の痛みを思いやることができるように、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	人権朝会（各月1回） 人権参観日（10月・各学年） 性教育推進（各学年1回）
道徳教育の充実	いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるとともに、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培う。	道徳の時間の充実 兵庫県版道徳教育副読本の活用 道徳教科書の活用
体験教育の充実	自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりのなかで、生命尊重や感動する心や共に生きる心に気づき、発見して体得する。	新1年生との交流会（1・5年） 体験型環境学習・黒豆栽培（6月～1月・3年） 自然学校（6月・5年）

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築く。	ソーシャルスキル、アサーショントレーニングの実施（各学年） 情報モラル・いじめ防止講演会（年1回・1～6年）
児童が自ら主体的に行う取組の充実	児童会を中心とした自発的な活動により、円滑な人間関係を築く。	縦割り班遊び（2か月に1回） あいさつ運動

4 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つことが大切です。そして早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

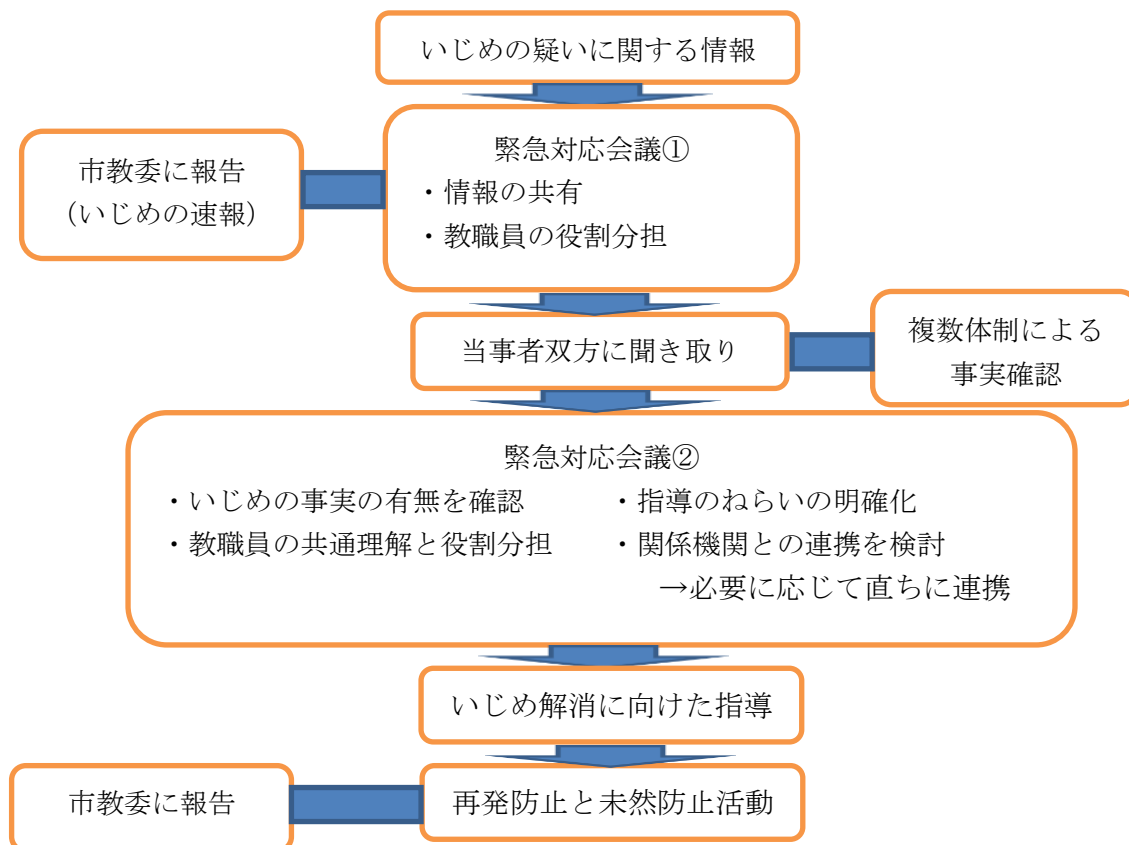
このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	休み時間や昼休み等の機会に子どもたちの様子に目を配り、子どもたちの小さな変化をも敏感に察知する。	振り返りノートの活用 いじめ早期発見のためのチェックリストの活用（学期に1回）
教育相談 （学校カウンセリング）	定期的な教育相談の機会を設けて、教育相談を実施し、相談体制を整備する。	S C との連携（週1回） 教育相談（適時）
いじめ実態調査アンケート	児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態の早期把握・早期対応につなげる。	学期に1回
職員会議、学団会議における児童の情報交換	子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有する。	児童の実態交流（週2回）

5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。さらに、いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守ります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

イ いじめた子どもに対して

○子どもに対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導します。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

○保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・ 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え具体的な助言をします。

ウ 周りの子どもたちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

エ 継続した指導

- ・ いじめ認知後3ヶ月間は、いじめ対応チームを中心に複数で対応します。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・ いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・ いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める
とき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、
事態に応じた専門家を加えた組織を設置



②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



④調査結果を市教育委員会に報告



⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

7 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	児童の実態交流 いじめの未然防止に関する職員研修	人権朝会① 縦割り班顔合わせ・遊び	家庭訪問 学団会議、生徒指導委員会
5	児童の実態交流	人権朝会② 1年生を迎える会（縦割り班）	学団会議、生徒指導委員会
6	児童の実態交流	人権朝会③ 縦割り班遊び	いじめ実態アンケート① 学団会議、生徒指導委員会
7	児童の実態交流	人権朝会④	学団会議、生徒指導委員会、個人懇談会（全家庭）
8	カウンセリングマインドに関する職員研修会		
9	児童の実態交流	人権朝会⑤	学団会議、生徒指導委員会
10	児童の実態交流	人権朝会⑥ 人権参観日、人権講演会（情報モラル・保護者）	いじめ実態アンケート② 学団会議、生徒指導委員会
11	児童の実態交流	人権朝会⑦ 縦割り班遊び	個人懇談会 学団会議、生徒指導委員会
12	児童の実態交流	人権朝会⑧ クリスマス集会	学団会議、生徒指導委員会
1	児童の実態交流 カウンセリングマインドに関する職員研修会	人権朝会⑨ いじめ防止講演会（1～6年・保護者）	学団会議、生徒指導委員会
2	児童の実態交流	人権朝会⑩	いじめ実態アンケート③ 民生児童委員交流会 学団会議、生徒指導委員会
3	児童の実態交流	人権朝会⑪ 6年生を送る会	学団会議、生徒指導委員会